


キラン・クラウス・パーテルの
「《民族教育学校》—国家労働奉仕団（男女）」 [2011]

Patel, Kiran Klaus: „Die »Volkserziehungsschule« – Der Arbeitsdienst für Männer und Frauen“ (2011)

小 峰 総一郎

	
<p>国家労働奉仕団総裁コンスタンティン・ヒールル [部分] (Konstantin Hierl: 1875–1955) © 出所: 「コンスタンティン・ヒールル」 (日本ウィキペディア) 最終閲覧: 2022/08/02</p>	<p>国家労働奉仕団ラガー(女性用) [部分] © 出所: 「Reichsarbeitsdienst」 (ドイツ Wikipedia) 最終閲覧: 2022/07/12</p>

原 文 (摘 記)

目 次

1. 世界恐慌の産物——ワイマール共和国の労働奉仕
2. 「民族共同体の学校」——ナチスの労働奉仕プログラム
3. ナチス体制の陰の存在?——組織構造並びに労働奉仕の中での教育使命実現——
A. 男子労働奉仕 B. 女子労働奉仕
4. 労働奉仕団ラガー教育の日常
5. 「民族共同体への教育」? ——労働奉仕団の教育効果——
6. 国家労働奉仕団後史

(出所) Patel, Kiran Klaus: „Die »Volkserziehungsschule« — Der Arbeitsdienst für Männer und Frauen“, In: Horn, Klaus-Peter/Link, Jörg-W. (Hrsg.): Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus.

Bad Heilbrunn: Klinkhardt, 2011, S. 187-203.

1. 世界恐慌の産物——ワイマール共和国の労働奉仕

[節以下の番号, 見出し, 矢印, 太字, ●・等は小峰]

1. 概要

●1933 - 1945の労働奉仕——

- ①「我が帝国と民族再建の隅柱」 („Eckpfeiler im Wiederaufbau unseres Reiches und Volkes“)
 - ②「ドイツ民族共同体」への偉大な教育学校 („große Erziehungsschule“ zur „deutschen Volksgemeinschaft“)
- と理解される。(Hier!: Schriften 1941, S. 96, 349.)

●忘れられた存在——

- ・だが本制度は今日忘れられ,
- ・研究もまた少ない。

●意義——

ナチス体制の最重要社会化機関の一つ

(eine der wichtigsten Sozialisationsinstanzen des nationalsozialistischen Regimes)

●実際——

青年期成人：半年間ラガー (Lager, キャンプ) を編成

↓

より公共性のある労働に共同で効率的に, 多くは採算に合わない労働に出動

男子：開墾, 土地改良, 植林

女子：農業, 幼稚園

●男女別——

男女各々青年集団に所属

||

特に男子労働奉仕：第三帝国の政治的・機構的・量的視点から見て, より重要な役割もつ。

●教育的役割——

労働創出, 労働部隊としての面と共に, 明確な教育的使命を持つ。

||

1933から：少なくとも男子労働奉仕の公的主要課題

2. その歴史

●1933ナチス権力掌握後——

労働奉仕は特殊ナチ的制度として称賛される。

||

ワイマール時代の前史は往々無視



それに対し偉大な（歴史的には疑わしいが）基礎：

フリードリヒ大王（2世）の東方植民、移住政策との連続性が語られる。

3. 国防軍代用 vs. 青年協同体

●1918年以来、二つの労働奉仕イメージ

- ①国防軍代用——ヴェルサイユ条約（1919. 6. 28）で禁じられた国防軍代用の（男子）一般労働奉仕義務（特に右派勢力の主張）
- ②青年協同体——自由意志での奉仕。ドイツ人とりわけ青年の間で新たな連帯感（ein neues Gemeinschaftsgefühl）の育成を目指す。

4. 世界恐慌と自由労働奉仕団（Freiwilliger Arbeitsdienst: FAD）

●世界恐慌→労働奉仕への多様要求



（1931. 6. 5）

ブリュニング内閣、「自由労働奉仕団緊急令」（Notverordnung vom 5. Juni 1931）

- ・義務制否定
- ・失業青年のごく限定部分を対象



「国家労働紹介失対協会」が担当。ごく基本的な食糧政策として

5. 労働奉仕ラガー

- 国：締め出し。財政措置のみ
- 担い手：団体、政党、小グループ



18～25歳青年を各々のラガーに組織

各団体——多様な労働奉仕イメージ持ち参加

殆どの政党が関与

- ・共産党——原則的に厳しく拒否
- ・ナチ党——奉仕労働の義務制を断固主張。そのため初期には不参加。1932夏から参加

6. 男女メンバー

●1932半ば（FAD 設立1年後）

約97,000名。自由意志者

（女性は全プロジェクトの5パーセント以下）

↑

大量失業時代、現下の男女観 ⇒ 男子中心へ

7. パーベン時代に飛躍

●1932.6——

フォン・パーベン（ブリュニング後継）の政令で飛躍

・青年の大量失業を前に、FAD への入会条件を緩和

↓

1932年末：200,000名以上

FAD 改革——僅かに国家機関の参加も容認（それは元々社会、グループ参加を念頭に置く）

↓

ナチ期、国家による最大雇用プログラムとなる。

2. 「民族共同体の学校」——ナチスの労働奉仕プログラム

1. 義務制労働奉仕——ヒールル（Konstantin Hierl: 1875 – 1955）

●ナチス義務制イメージ——

他の右派と同様労働奉仕の義務制

⊕

「教育」、「一般」、「平等」、「純粹国家組織」としての労働奉仕

それらを教育イデオロギーの下に置く

||

ナチスの労働奉仕

●ヒールル（Konstantin Hierl: 1875 – 1955）——

この種の対案をすでに1923に行う。

||

ヒールル：後のナチス労働奉仕団長。かつて職業軍人、第一次世界大戦時将校

2. 民族共同体思想

●ナチス労働奉仕プログラム——

中心：「ドイツの土地に根差す」労働（Arbeit „am deutschen Boden“）

∥

「ドイツ人の手による労働」（Arbeit am deutschen Menschen）



●この荣誉ある奉仕に入れる者——

「民族同志（Volksgenossen）」のみ

↑↓

ユダヤ人にその席なし

∥

労働奉仕＝ナチス民族共同体の核心、先陣

3. 五つの教育的目標

●労働奉仕の教育課題——

単なるナチス世界観の注入を超えた明確な教育的目標を持つ。

（たとえ秩序立った教育学理論に立脚していずとも）

●本組織の教育的立場——

以下の5目標を追求

- ①ドイツ青年の規律化
- ②身体の強化・鍛錬，女子労働奉仕
- ③性自覚，性役割
- ④国家政治教育
- ⑤人種的共同体

4. I ドイツ青年の規律化

●ワイマール時代末期——

大量失業，市民戦争的対立，その他の社会的危機症状

↓

青年，就中男子青年の危機甚大

⇕

ナチス、権力掌握後社会の安定化に取り組む。

(1933まではナチス自身、社会の不安定化を惹起)

↓

労働奉仕 (Arbeitsdienst),
類似のラガーシステムにより

↓

この社会的エネルギーを
受け止め,
方向付け
を企図した。

5. 民族共同体, 規律共同体

●規律化——

後期青年を

①民族共同体 (Volksgemeinschaft) へ

②人種的絶滅戦争へと

組み込み, 準備することとなる。

●鋤 (すき) による秩序訓練 (男子) ——

最重要の規律課題表現

↓

労働人の規律化, 指導者原理 (Führerprinzip) への絶対服従

●パレード行進, 準軍事教育——

党大会等の鋤 (すき) 行進

準軍事教育: 政治的顧慮の下, ナチス体制で

・規律化の上に築かれる

・一つの下位役割 (eine nachgeordnete Roll)

||

◎全体として労働奉仕メンバーは「規律共同体」(Disziplinergemeinschaft) へと改造されるわけである。

6. Ⅱ 身体の強化・鍛錬, 女子労働奉仕

●第二課題: 身体の強化, 鍛錬——

上記と緊密に結合

↓

これらの下での主要課題

- ・労働奉仕の中で特に十分な滋養
- ・青空の中でのスポーツ
- ・加えて男子には秩序運動 [隊列練習] (Ordnungsübungen) ないし労働準備の一環としての運動訓練 (Bewegungsschulung)

●加えて世界恐慌の時期——

- ・緊急欠乏と欠乏に伴う諸現象 [疾病, 栄養失調] の除去

||

- ・これは業務志向のナチス団体 (NS-Körperschaft) に対応

●女子労働奉仕——

男子に準ずる。1937に労働奉仕の最重要機関紙『労働人間』(Arbeitsmann) にこう書かれている。

「健康で真面目に考える人間を育てるのが我がラガー——ドイツの大地の下での労働は労働男子, 労働女子の身体鍛錬を導き, これにより民族共同体の建設任務を達成させて業務向上に導く——なのである。」

7. 徳：自己コントロール, 勇気, 自制心

●諸徳の促進——

身体陶冶は肉体のみならず自己規律, 勇気, 自制心のような徳の育成も目指す。

||

建築現場も教育所

8. Ⅲ 性自覚, 性役割

●上記身体, 性格陶冶——

短期・中期の労働, 戦闘対応のみならず, この教育要請は性自覚という長期的本質性格のもの

●辺鄙なラガーの中で——

堅固特殊な女性的・男性的性自覚が充填される。

●労働奉仕団の男女役割観——

両性の同等 [平等] では断じて無い (この点は他のナチ組織とは異なる。例えばSS [親衛隊])。

●国家労働奉仕団の男女性役割観：伝統的——

一夫一婦制の伝統モデル（SSなどと比較して）

・労働女子（Arbeitsmaiden）：特に大戦前

若き女子——母の務め（Mütterdienst）が基本思想

①一方で家事において母を支え

②他方自分自身は母役割の準備

⇕

労働男子——肉体的に規定された男性理解

①一方で女性を「守り援助する」

②他方、若き男子への家族ないし父性性の教育無し

||

●男女区別——明確存在

①生物的

②ヒエラルキー的

③本質的

に規定された概念による二極化モデルの限界として存在

9. **Ⅳ** 国家政治教育

●上記の上に漸く成立——

国家政治教育（Staatspolitischer Unterricht），

並びに他の形の政治的教化〔洗脳〕（andere Formen der politischen Indoktrination）

●これらの教育時の重点——

形式陶冶知識，一般教養の伝達ではなく，イデオロギーを理想化して扱う。

||

労働奉仕＝メンバーをナチズム信条に誓約させることを目指すものであった。

10. **Ⅴ** 人種的共同体

●周到にコントロールされたキャンプファイヤー——

上記全4点を統合し

↓

ナチズムの集合表象を築く試み

||

●第五目標：アーリア民族青年が平等，同一を相互共有——これまでの全アイデンティティを

再吟味した人種的共同体



ユダヤ人はこの共同体の敵。締め出し



全体として労働奉仕はメンバーに

- ・個人並びに
- ・集団として

特性形成するよう作用する。

11. 労働奉仕の全体

● [上記] 5種の教育目標



- ・労働奉仕の全要素プログラムに反映（たとえそれが建設作業であれ、幼稚園であれ）
- ・最重要の教育手段：コントロールされた認定取り決め（gesteuertes Erlaubnisarrangement, 認定事項支配：「ドイツ的労働」であるか否か）

これは知的ではなく情緒的（affektiv）



ヒトラー『わが闘争』が謂う、知的陶冶を低く見て中心を健全なる身体の教育に置くという主張に沿うもの。

12. 教育機能の中心：ラガー

● ラガー——

教育コンセプトの中心役割

- ・数ヶ月に亘り労働奉仕包摂
- ・今までの生活を一新
- ・空間、時間の規律化



- ・全ラガー生活を個人の余地なく展開
- ・ラガー3層
 - ①教育計画の条件
 - ② 〃 素材
 - ③ 〃 反映（展開）

● 第三帝国の他の教育機関も——

ラガーに立脚

||

●格別の位置——

労働奉仕団の特に精緻化されたラガー教育コンセプト:「本モデルは最も实际的な教育手段である」。(ヒールル, 1941)

↓

この領域のナチス諸機関に重要なインパクト与える。

[教員ラガー, 法学者・医師団ラガー, 学校田園寮, ナチス騎士団城ほか——小峰]

13. 第三帝国のモデル教育形式

①総統原理 (Führerprinzip) ほか——

更なる教育原理。第三帝国の他の教育機関も導入

②相互影響——

後期青年 (Spätadoleszent) の多様な相互作用

||

これらはアカデミックな教育理論とは大きく隔たる。しかし一つの錬成された教育形式としてナチス諸機関のモデルとなる。

↓

男子青年の教育プログラムに反映

(↔ナチ体制初期数年の女子労働奉仕に教育的側面少なし=労働奉仕中心)

↓

●かくしてラガーによる教育形式——

ナチ体制男子労働奉仕の典型となる。

3. ナチス体制の陰の存在?

——組織構造並びに労働奉仕の中での教育使命実現——

0. 概要

●自由労働奉仕 (FAD) から国家労働奉仕 (RAD) へ——

以上の背景の下で, ナチス体制後のヒールルとナチストラによる自由労働奉仕 (FAD) から国家労働奉仕 (RAD) への改編が説明しうる。

●男子と女子の違い——

男子労働奉仕と女子労働奉仕 [補完物] は根本的に相違, 異なる発展を遂げた。

A. 男子労働奉仕

1. 教育要請の実践化

●ナチス体制の中で——

より大きくより重要な男子労働奉仕



教育要請の実践化に成功しながら発展を遂げた（4局面において）。

2. I 第一局面（1933. 1～1934半ばまで）

●初期：教育計画実現せず——

ナチス権力掌握後1年半：各種の深刻な危機のため教育計画は全く実現せず。



ナチストとその同盟保守パートナー（特に鉄兜団）との主導権争い



●ヒールル——

ナチストのヒールル勝利，次官として労働奉仕の実質指導権を獲得

3. 財政，一元化，不信と混乱

●財政状況不明朗——

a) 法外な要求のヒールル



b) 反論，抑止——国家および財務当局

●ラガー状況——

弊害加わる。



これらは主としてナチストによる急激な一元化に起因



●1933春，夏——

ナチスト：鉄兜団並びにそれまでのFAD（自由労働奉仕）メンバー大多数を一掃

・1933. 7通達



ナチスの労働奉仕のみ認める。



●急激改革——

これら性急改革の結果

- a) 職務自体の存在危機
- b) 住民の不信感

4. ジュネーブ軍縮会議, 軍事訓練禁止

●1933. 6ジュネーブ軍縮会議で軍事訓練禁止——

労働奉仕の弱体化へ

ヒールルの威信プログラム中止

- ①1933/34に労働奉仕の一般義務制計画
- ②準軍事訓練の拡大 [計画]

↓

労働奉仕の弱体化

●他機関との抗争——

第三帝国の他機関（就中 HJ 〈ヒトラーユーゲント〉並びに SA 〈突撃隊〉による肩代りから身を守る必要があった。

5. 突撃隊事件 [1934. 6. 30-7. 2]

●初期困難（精緻なプログラムの実現阻む）突撃隊事件により解消——

ヒトラーの SA（突撃隊）レーム暗殺事件

↓

1934半ば——相対的強化

↓

- ①労働奉仕の教育要求実現の可能性
- ②権力, 初期時代より大きくなる。

6. Ⅱ 第二局面 国家労働奉仕団法（1935）（1934半ば～1937半ばまで）

●1935. 6. 26——国家労働奉仕団法成立。ヒールル, 法的裏付け得る。

∥

国家の制度となる

- ・公式に男子青年全員の義務制
 - ・人種的基準を満たした者
- } これらの規定は, 一切変更はなかった。

●反応、実態——

- ・経済界(同法に関心なし): RAD(国家労働奉仕団)のプロジェクト中、非重要部門に数十万人の若者を充ててこれを冷遇

↓

- 大量失業者→ある部門[重要部門。人気部門]では労働力不足事態となる。
- ・国法上の意義: 歴史的には少ない。
- ・登録人数
1935: 210,000人→180,000人に減少
- ・「義務制»: 本法で一般義務制謳うも、すでに1935以前に各種規則で殆ど全ての若者に労働奉仕を課し得ていた。

7. 〈教育〉の明示

●実態——ヒールルの目標には達せず。

●意義——

- ①ナチス体制の中で: 国家労働奉仕団の地位確立
- ②「国家労働奉仕」の中身: 「教育」の優位確立(ヒールルが1933以前から主張)

8. Ⅲ 第三局面 戦争準備, 4カ年計画期(1937半ば~1942.8): 教育後退, 戦時労働

●1937からの第三ステージ

- ・領土拡大→RAD拡大[1938.3オーストリア併合, 1938.9ズデーテン併合, 1939.9ポーランド侵攻, 1940.6フランス占領]

⇕

- ・教育減少

●戦争準備, 4カ年計画(1936.9.9発表)

↓

- ・それまで(~1935): 実際労働 6時間/日, その他の時間=教育
 - ・それ以後[1936~]: 収獲出動(1937~), 労働10時間(時々)
- | | |
|------------------------------|--------|
| 西部要塞建設(1938~)
戦争出動(1939~) | 10時間以上 |
|------------------------------|--------|

●ヒールルの地位弱体化——

国家労働奉仕団, 国防軍に下屬

||

安上がりの軍隊

●戦時中——

ナチス人種殲滅戦に参加

東方ユダヤ人のゲットー化に参加

パルチザン戦に参加

||

・1934-1937の熟考された教育プログラムは後景に退く。

ヒールルのポーランド作戦中の言：「今はたっぷり寝ることが余暇造形の最良の形だ」。

9. **Ⅳ** **第四局面** 新任務 (1942. 8～) [1942. 8: ドイツ軍スターリングラード肉迫]

●西部, 東部ヨーロッパ人の「ドイツ人」[選別] 機関充当——

「ドイツ化」(Eindeutschung) 状況の評価

「ドイツ人」認定・取り消しは国家労働奉仕の成績に依存

●1944まで——

西部・東部ヨーロッパ人10万人がこれに該当 [労働奉仕状況による選別——小峰]

●新任務——

RAD は SS (親衛隊) と協力して

①この人種政策,

②新「教育」課題

を担った。

B. 女子労働奉仕

1. 男子とは別の発展——内容定まらず

Ⅰ **第一局面** 1933～1934まで

●ナチス権力掌握後——

初め, 女子労働奉仕専門家 (ヒールルと他の労働奉仕運動家) は男子労働奉仕問題と同様の戦い [困難] の中にあり。

||

・1933女子労働奉仕団に明瞭コンセプトなし。

ヒールル, これの清算 (Abwicklung) さえ考える。

↓

・1933夏：再編計画破綻

↓

- ・(男子) 労働奉仕指導者：女子労働奉仕団の長となりコントロールを図る。
- ・しかしその内容には関心なし。
- ・体制の側 [ナチ党]：女子労働奉仕問題に矛盾的対応， また未熟成。

↑

●その背景——

財政状況深刻

→女子労働団財政の他者委託を望む。

(=男子団の過大出費抑制のため)

・女子団の労働停滞 [男子団に比し]

年	席 [Stelle= 人]
1932-1935	7,000 ~ 10,000

||

通常半年で更新

2. 新たな発展——ゲルトルート・ショルツ＝クリンクとドイツ婦人労働奉仕団 (Deutscher Frauenarbeitsdienst: DFAD)

II 第二局面 1934～1936まで

(1) ゲルトルート・ショルツ＝クリンク (Gertrud Scholtz-Klink, 1902-1999)

●ショルツ＝クリンク (のちのナチス女性団指導者) ——

女性労働奉仕団再生，指導へ。名前も「ドイツ婦人労働奉仕団」(Deutscher Frauenarbeitsdienst: DFAD) として

●行政，財政問題——

中心問題。これを国家労働仲介局 (Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung) が主管

↓

ショルツ＝クリンクの権限限界

↓

教育機能は労働方面に対して従

●婦人の労働義務制——

RAD 法 (国家労働奉仕団法) は婦人にも義務制を定めるも，実施は当分除外

↓

ために女性組織の拡大は当分わずかであった。

3. 体制化—国家女子労働奉仕団 (Reichsarbeitsdienst für die weibliche Jugend: RADwJ)

Ⅲ 第三局面 1936～1938まで

(1) 第三局面

●1936. 4. 1～ ——

①ドイツ婦人労働奉仕団 (DFAD) 解体

②国家女子労働奉仕団 (Reichsarbeitsdienst für die weibliche Jugend: RADwJ) がこれに代替

||

機構：

①国家女子労働奉仕団 (RADwJ) は国家機関「国家労働奉仕団」(Reichsarbeitsdienst: RAD) の中に完全結合

②以後指導は再びヒールル

●「教育」を第一義とする (Primat der Erziehung 原則) ——

それ以前の教育経験のすべて (alle pädagogische Experimente)

↓

ヒエラルキー的統一的訓練モデルに沿うよう周縁に追われる。

●ヒトラーの拡大策——

1937ヒトラー 25,000席承認。国家女子労働奉仕団の成功例

↑

女子労働奉仕義務制からすれば最小値にしか過ぎず。

●大戦開始後——

上乗せ10,000人

1940：20,000席へ [計上]

||

しかしこれは、当時の国家女子労働奉仕団の組織状況、並びに体制の経済・軍事優先状況からすると真剣な達成は不可能な数であった。

●実態——国家女子労働奉仕

年	数 (人)
1940-1944	85,000 ~ 95,000

4. (1938) 義務制導入——ゲーリング

Ⅳ 第四局面 1938～

●1938年——

ゲーリング（4カ年計画トップ）、RADwJ（国家女子労働奉仕団）に義務制導入
18-25歳女子に対し

●その間の教育要請（Erziehungsanspruch）なし——

RADwJの反対の中

↑

ゲーリングの答：

- ①農業労働力不足
- ②経済的に非効率な女子労働奉仕

●男子労働奉仕の教育優先（Primat der Erziehung）原則——

経済ないし軍事優先のため縮減される [多少は残存]。

↓

●女子労働奉仕——

当面これとは別の道辿る：即ち経済優先 [軍事優先でなく] のペア組織化が促進される：当時
女子労働奉仕義務化で娘時代 [18-25歳] の掌握が優先課題であったため。

5. 戦争と女性

●状況——

また戦争への狩出しも男子労働奉仕より控え目
(例) 1940：メンバーの90%は戦争前と同様の仕事

●ゲルマン化——

特筆されるべきは

- ・RADwJ：ゲルマン化（Germanisierung）を担う。
- ・RADwJ：占領地・新領土でナチス民族政策を活発に行った。

||

「民族浄化」後——ラガーはゲルマン化に寄与

- ・女子労働奉仕：ヴァルテラント帝国大管区（Reichsgau Wartheland [西部ポーランド。中心地ポーゼン]）でポーランド人駆逐後
- ・入植ドイツ人の援助，心理補助

6. 軍事動員

●労働奉仕の拡大——

1941. 7「戦争補助奉仕義務制」(Kriegshilfsdienstpflicht)に拡大

||

- ・RADwJ 6ヵ月終了後更に6ヵ月
- ・同期間にも「教育プログラム」(ein erzieherisches Programm)盛られるも成功は僅か
- ・1936採用の「教育優先 (Primat der Erziehung)」機関と定む

↑

- ・1941 RADwJ はこれを全面放棄
- ・ヒールルの反対にも拘わらず「労働軍団 (Arbeitsheer)」となる。

↓

●男子と同様——

1943. 10～ RADwJ も軍事に出動

(例) [戦闘機] 飛行予報, 高射砲防衛

7. 評価

●ナチス体制全体の中で——

- ①女子労働奉仕：周縁的地位
- ②男子労働奉仕：1934-1937/38の間一定の意義を持つ。

●男女労働奉仕全体——

- ①全体としての男女労働奉仕：ナチス支配態勢諸機関第二列の中に (in der zweiten Reihe der Organisationen des NS-Herrschaftsgefüges) 位置する [第一列：党, 軍, 行政——小峰]
- ②とは言え男子：毎年10万人
女子：毎年1万人, が本機関を走り抜ける。

||

「それゆえ労働奉仕団は、ナチス教育関係を共に構成する本質的機関の一つだったのである。」

4. 労働奉仕団ラガー教育の日常

1. 概要

●1938のRAD刊行物から——

「教育意図と現実」の相互一致は読み取れるが、実情を示すものは無し。

●男女労働奉仕団 (RAD) ——

成功例は次の間

・男子：1934－1937

・女子：1936－1941

他の期間に教育優先（Primat der Erziehung）の実例は導けない。

●ラガーの日常生活——

1,000超のラガーの分析が必須だが、状況は夫々に異なる。

・リーダーたち

・業務

・ラガーの社会化、物的構成

・地域ファクター

・その他

2. 二様の事例

●ホイマール・フォン・デイトフルトの事例（Hoimar von Ditfurth, 1921-1989：戦後著名な心理
医師、学術ジャーナリスト、平和主義者）——

「恐ろしい指導者だった」。

彼は1939初めよりベルリン北、ベルナウ（Bernau）のランケラガーで労働奉仕に従事。

アビトゥア修了生を苦しめる指導者

||

失敗存在のラガー記憶

強制収容所に近い印象

●1 アメリカ大使館員——

1935半ばに同ラガー訪問。積極評価。他の外国人も。

彼の印象、また指導者も同様。団員も「大変陽気」（very cheerful）

酷使の様子は全く見られず、完全にその逆だとデイトフルトとは別の印象。仮にこの4年
でラガーが変貌したにせよ。

||

これら2例はラガー日常の近接レポートと言える。

3. 教育多様

●教育プログラムの重点——

これまで述べた各教育局面をさらに特徴づけ、重点を浮き彫りにしたい。

I 規律と統率 (Disziplinierung und Kontrolle)

●ラガー生活全体を貫く——

第三帝国12年間で。週76時間の労働奉仕計画。残余も自由な使用ではない。
計画外行動もラガー成員の自由でなく、規律と統率は指導者の手に

↓

「従順な身体」(gelehrige Körper) 要請は労働奉仕と共にある。

II 身体の鍛錬と強化 (körperliche Ertüchtigung und Abhärtung)

●同目標——

ラガーの中で意味深い達成がはかられた；つまり

- ・肉体労働
 - ・スポーツ的バランス訓練
 - ・自然との不断の接触生活
- } の全体作用により身体の鍛錬強化に向かわしめる。

●栄養不十分のとき——

若きドイツ人には「善処」(eine Verbesserung) あり。

(ナチス体制初期, 世界恐慌, 大量失業で欠食・栄養失調が稀でなかった時に)

||

- ・当然身体重視プログラムが特に求められる男女労働奉仕団に於ても：
体制の社会ダーウィニズム説により労働奉仕が「選抜と排除」(Auslese und Ausmerze) 精神で展開されたのは蓋(けだ)し「正当」(richtig)であった。

III 規範的両性像 (normatives Geschlechterbild)

●第三重点——

文章以上に写真並びにスケッチ：ラガー生活を部門向け国内向けに、また外部プロパガンダとして作成される。

↑

対して文章による両性像またその性役割を描く性教育資料も伝えられていた。

↓

性問題逸脱——同性愛のごとき——はすべて懲罰により鎮静化された。

4. 教化の否定

●国家政治教育, 学校の教化〔洗脳〕的教育——

それがラガーの日常生活に採用されることは避けられた。

●男子労働奉仕の危機、大改革——

体制初期：叙上の危機と RAD の大改革が対応 [男女労働奉仕, 義務制]

戦争期： 同上が更に [国防, 準軍事労働ほか]

⇕

●教化否定の構造的要因——

事実として男女労働奉仕団が「教育優先」(Primat der Erziehung) に立脚していた数年間

↓

多くの構造要因により注入教化は減じたと言える。

5. 注入教化を減じた構造要因

①注入教育浅薄, 共同体験, 平等教育

a) 注入教化教育は浅薄

・歴史, 民俗学 (Volkskunde) ないし [ナチ] 党史の教材に及ぶものなし。

b) 特に労働奉仕で際立つ要因 (他の学校外, ナチス教育機関 [ヒトラーユーゲント, ナチス少女団, ナチス厚生団 (Nationalsozialistische Volkswohlfahrt: NSV) 等か——小峰] でも見られたが)

・多様な教育水準をもつ若年成人が集う

・かつ共同体験教育を前提 (Prämisse der gemeinsamen Erlebniserziehung)

⇓

・教育 (Unterricht) は全対象者 (大学生であれ国民学校中退者であれ) に平等

||

「1 グループに過大要求・他グループに甘い要求」は許されない。

②指導者力量に難あり

●多くは要求水準を見込めず——

教育 (Unterricht) 活動を阻害

||

通常水準: 「労働奉仕指導者の力量」

- ┌ ・行政知識
- ├ ・組織能力
- ├ ・建設所指導の知識, 能力
- └ ・その他

③規模、期間の問題

●規模——

男子労働奉仕 = 1グループ180人に及ぶことあり。

●期間——

6ヵ月間の短い労働奉仕（男女）

↓

これは長時間の労働日のとき、午後に教育（Unterricht）が欠落することとなる。

6. 政治的形成 [≒教育]

●上記構造問題——

ラガー日常が労働奉仕の政治的形成（politische Formung [≒教育]）を抑止することは明らか。

●日常生活全展開の中で——

だがこれの過小評価はできない。ナチスイデオロギーは日常生活全展開の中に配置。

（例）

- ・朝の団旗整列点呼
- ・労働奉仕への合唱行進
- ・キャンプファイヤー造形

[→規律化, 連帯感・内面的一体性, ナチズムの心情的体得——小峰]

7. 民族共同体（Volksgemeinschaft）：集団アイデンティティー

●新しい集団アイデンティティー（eine neue kollektive Identität）——

「民族共同体」（Volksgemeinschaft）の名の下、集団的アイデンティティー形成の仕組み大きい。

●全生活展開の中で

取り分け労働奉仕の祭典（Fest）の中で——

↓

「ナチス教育」（NS-Erziehung）の全般的アピール

（個別的には）

- ・政治的立ち位置
- ・経済階級状況
- ・宗教宗派
- ・特定世代への書き込み〔(例)「敗戦世代」のような?——小峰〕

- ・地域特性
- ・行政関係
- ・新しい「我々感」(ein neues Wir-Gefühl) の集団的確認 [承認]

5. 「民族共同体への教育」？ ——労働奉仕団の教育効果——

●考察——

労働奉仕団の教育プログラムはいかなる作用を果たしたか。

●両面から——

効果減じる阻害ファクターと効果を高める促進ファクターから見る必要がある。

1. 阻害ファクター

A. 阻害ファクター

I 短期性

●わずか6ヵ月——

効果減じる。上記欠点と共に。ヒールルは1933から、少なくとも1年必要と主張していた。

II ナチ時代12年

●ナチ時代（第三帝国）の労働奉仕——

12年：短い期間

男子：300万人
女子：数十万人

||

しかしこれはドイツ人のごくわずかの部分

III 服従規律

●教育言うも——

際限なしの従属，命令への服従

||

特異な役割

↓

そのため自伝に労働奉仕の拒否理由も

(Vgl. Ditfurth: Innenansichten, 1989)

●目標と実際——

労働奉仕に賛同する人でも、

規律化 (Disziplinierung) 偏重は問題ありと屢々指摘する。

(Vgl. Seipp: Formung, 1938; Kläbe: Arbeitsdienst, 1973)

2. 促進ファクター

B. 促進ファクター

●他方労働奉仕団の効果——

積極評価論は次のごとく

I 生活との結合——

- ・社会化機関としての労働奉仕団：孤立していない。

∥

包括的教育要請：一機関のみに任されていない。

基本的に同一価値観に立つ生活世界と結びつけられていた。[労働=生活一致]

(in eine Lebenswelt eingebunden, die grundsätzlich für dieselben Werte stand)

⇕

- ・他のナチス教育機関の場合 (例えばヒトラーユーゲント (Hitlerjugend), ドイツ女子同盟 (Bund Deutscher Mädel: BDM), 国防軍) :

- ・ドイツ人民族同志 (Volksgenossen)
- ・ドイツ社会 (deutsche Gesellschaft)

↓

「民族共同体」(Volksgemeinschaft) 形成が導かれる。

その教育プログラム：[労働奉仕とは] 別の道も

(例えば) メディアによる, コミュニケーション

↑

- ・[労働奉仕の場合は] ——

[=生活との結合:] 上記と似た効果的影響力を持ち, 重要かつ成功を約束する教育刻印要素 [と言える]。

II ナチズムの根, 1933年以前から

●1933年以前から——

ナチズム観念：先行の思想思考様式と深く結合

・ナショナリズム，反セム主義，権威主義思想，特殊〔分離的〕性役割



ナチス，これらを組み合わせ先鋭化

しかし完全に新しくはない。

Ⅲ 閉じたラガー——協同教育（Gemeinschaftserziehung）の極致

●かかる中で——

労働奉仕，突出した役割果たす。

①特に体制近し

他の教育機関の場合：ナチズム目標定位に，機関としてのまた政治的理由からの抵抗あり。

②強い影響力

他のナチス教育機関に比べ

半年間の間，

若者の普通のフィールドの中から

従事者を育て，全体教育プログラムの達成を図る。



●協同教育（Gemeinschaftserziehung）——

閉じられたラガー教育の型

3. 教育的影響力大

●以上三つから——

労働奉仕の教育的影響力，侮（あなど）れぬものあり。



第三帝国社会化装置で最重要のものの一つ

●ナチス知識の歴史的・政治的伝達——

様々の問題により，掲げた目標に遠いことあり。



しかしナチスイデオロギー，日常生活化



イデオロギー作用として侮れぬ〔価値高い〕

●例証——

①男女労働奉仕団の表彰

②各人の回想

↓

さらに特異な成功物語る。

||

・「階級，身分自慢，一般に社会的偏見」

↓

・労働奉仕団への共属で除去：

多種の背景を持つドイツ人の共同労働，共同生活の中で，

他の諸社会層への現存見解を吟味してかかる，

という強固な交際方式が作られる。

↑↓

勿論，回想も又現下の先入観を強化する恐れなしとしないが。

↓

とまれ労働奉仕団の交際がメンバーの地平を広げたことは強調されるべき。

(Vgl. 多くの印象，中でも Watzko-Otte: Glied, 1998, S. 137-162; Seipp: Formung, 1938.)

●女性の社会参加——

女性の社会参加と女性の社会的認知を約束したと信じられたことは大きな意味もつ。

4. 機関としての寄与

●機関（組織）として——

若き民族同志（Volksgenossen）に無条件の教育（訓育 Disziplin）を行ったのは大きな寄与。

||

大部分の若者，成人初期の人々へ

少なくともスターリングラード戦の転回点（1942/43）までは

・この協同教育（Gemeinschaftserziehung）

||

ナチズムと体制の教育プログラムに積極対応

↓

・メカニズムの一端ではある

・しかし高いレベルで受容

↓

ナチス体制がこれの上に長く支えられ得た [のは事実。意味大]。

6. 国家労働奉仕団後史

1. 国家労働奉仕団解体

●1945. 5. 2——

同団は占領軍により解体。しかし歴史は終わらず。

●同団の弁明——

ヒールルの死(1955)まで

後から同団のイデオロギー的性格の弁明は続く [非ナチ化対応の弁明か——小峰]。

||

賛同 (Stimme) 少なし

2. 西ドイツの評価

●議論活発——

1940年代, 1950年代に

新教育家達(1920年代)の多くが発言

●市民奉仕 (Zivildienst) ——

1950年代の市民奉仕議論

||

上記議論を反映

↑

1933年までの奉仕勤労団 (Freiwilliger Arbeitsdienst: FAD) 賛成論

●西ドイツ導入: 各種の自発意志奉仕活動——

かつての奉仕勤労団 (Freiwilliger Arbeitsdienst: FAD) を思い起こさせる。

・「贖罪活動」(Aktion Sühnezeichen) ないし「社会福祉奉仕活動制度 (Freiwilliges Soziales Jahr: FSJ)」 [渡部聡子訳]

●これらの活動——

ワイマール時代の奉仕勤労団とは明らかに異なる。もちろんナチス労働奉仕団とも。

●特徴——

「労働奉仕」の名前は冠さず。西ドイツのプロジェクト

||

歴史経験の中でその意味を貶(おとしめ)ると思われたため

(Vgl. Patel: Soldaten, 2003)

3. 東ドイツの場合

●東独（DDR）の道——

西ドイツとは別の道

- ・公式には反ファシズム：国家労働奉仕団（Reichsarbeitsdienst: RAD）否定



- ・実態：RAD とその教育イメージを継承



●準軍事訓練制度——

全男女青少年に6ヵ月の義務制（構想）



●失敗——

DDR における施行局面で RAD 似の最重要プロジェクト、
同機関の素人性の故に

4. ドイツ再統一後

●RAD 再三議論——

1996 『Die Zeit』 [週刊発行の全国新聞] でシビル・デニース氏（社会学者）RAD 類似制度擁護：

- ①ワイマール時代の経験
- ②アメリカ 1930年代の市民保全部隊（Civil Conservation Corps: CCC）



反対論論拠：「労働奉仕」, 「義務制」

●近年の改革——

近年の軍改革と軍縮の中，一般兵役義務代替物としての自由志願奉仕の強化が注目される。

- ・教育的議論
- ・ワイマール時代同様，経済的労働市場的社会的政策的要請から

5. 結論

●本議論の中で——

ナチス労働奉仕団の内容物：重要役割果さず。



同機関：モデルとしては「カッコに入る」

●労働奉仕団——

ワイマール末期：近代化危機の表れとして成立

ナチ期：新内容物の労働奉仕

||

超イデオロギー性もつ社会化，教育装置となる

↓

体制一体化制度としての運命

↓

体制瓦解と共に必然的に国家労働奉仕団（Reichsarbeitsdienst: RAD）も終焉した訳である。

パーテル論文解題

目 次

はじめに

1. キャンプと「民族共同体の学校」
2. ナチス教育制度と国家労働奉仕団
 - (1) 拡散——伝統的な「学校」制度とナチス新規教育機関の併存
 - (2) 集中——あらゆる教育組織が「民族共同体」(Volksgemeinschaft)の形成を目指す
3. 〈教育〉組織としての国家労働奉仕団
4. 青年・成人教育と国家労働奉仕団
 - (1) ラガー空間の暴力性——ラガー教育の透過力
 - (2) 青年・成人教育の可能性と限界

文 献

略年表

はじめに

国家労働奉仕団 (Reichsarbeitsdienst: RAD) とは、ナチス政権下の1935年6月26日、「国家労働奉仕法」(Reichsarbeitsdienstgesetz vom 26. Juni 1935)によって統合発足した青年・成人労働組織(活動)である。それは18~25歳の「アーリア人」(=「純粋ドイツ人」。ユダヤ人を排除)男女(初め男子)が、6ヶ月間共同宿泊をしながら公共的労働に従事するものだった(男子:開墾、土地改良、植林等;女子:農業、幼稚園活動等。後にはこれがアウトバーン建設、軍用道路・飛行場・鉄道建設など国防と結合した準軍事活動となる)。

国家労働奉仕団の若者は、共同宿舎で「生活協同体」を編成、半年間に亘り、規律化された生活を展開した(共同宿舎=ラガー Lager, キャンプ camp)。田園に立地した簡素な宿舎生活は、強固な〈教育〉機能を有し、奉仕労働と相俟って「民族共同体」(Volksgemeinschaft)の揺籃となった¹。

このことを、国家労働奉仕団の設立・指導者コンスタンティン・ヒールル (Konstantin Hierl; 1875 - 1955) は

- ① [国家労働奉仕団は]「我が帝国と民族再建の隅柱」 („Eckpfeiler im Wiederaufbau unseres Reiches und Volkes“)

1 Vgl. Patel, Kiran Klaus: „Die «Volkserziehungsschule» — Der Arbeitsdienst für Männer und Frauen“, In: Horn, Klaus-Peter / Link, Jörg-W. (Hrsg.): Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus. Bad Heilbrunn: Klinkhardt, 2011 [Patel (2011)], S. 192. ;「Reichsarbeitsdienst (ドイツ Wikipedia)」<https://de.wikipedia.org/wiki/Reichsarbeitsdienst> 最終閲覧: 2022/07/12

②「ドイツ民族共同体」への「偉大な教育学校」(„große Erziehungsschule“ zur „deutschen Volksgemeinschaft“)

と述べたのである (Hierl: Schriften 1941, S. 96, 349.)²。

キラン＝クラウス・パーテルは、〈ナチス教育〉における「キャンプ (camp: Lager)」のモデルは国家労働奉仕団のそれであると謂う³。

〈ナチス教育〉は知識・教養の伝達再生産を課題とする「学校」を否定、代わって身体の教育を基礎にドイツ「民族共同体」(Volksgemeinschaft)形成の教育、すなわち個人主義・教養主義・普遍主義の「学校」を超え「ドイツ」を我がこととしこれに一身を捧げようとする教育、言うなれば「政治」が〈教育〉を飲み込んだ「鍛錬」ないし「錬成」としての教育(その頂点に軍隊を置く)を目指したのだった(=「キャンプと隊列の〈ラガー教育〉」)。従ってこの〈ナチス教育〉の究明には、その「要の機能」(パーテルの表現)⁴たる「国家労働奉仕団」の「キャンプ (camp) [= ラガー (Lager)]」を明らかにする必要がある。

そこで今回私は以下のパーテルの研究から国家労働奉仕団とキャンプの姿を明らかにし、〈ナチス教育〉究明の端緒としたいと思う。

Patel, Kiran Klaus: „Die «Volkserziehungsschule» — Der Arbeitsdienst für Männer und Frauen“, In: Horn, Klaus-Peter/Link, Jörg-W. (Hrsg.): Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus. Bad Heilbrunn: Klinkhardt, 2011, S. 187-203⁵.

キラン＝クラウス・パーテル:『『民族教育学校』——国家労働奉仕団(男女)』(クラウス＝ペーター・ホルン/ヨルク＝W・リンク(編)『ナチズムの中の教育諸関係』(バート・ハイブルロン:クリンクハルト社, 2011, 187-203ページ)

本稿は前半を上記パーテル論文の要約摘記、後半をこれの解題として上記課題に迫ってみたものである ([] () 等の補足は小峰)。

2 [Patel (2011)], S. 187.

3 —: „Education, Schooling, and Camps“. In: Schelly Baranowski et. al. ed.: A Companion to Nazi Germany. Hoboken, New Jersey, U. S. A.: Wiley Blackwell, 2018 [Patel (2018)], p. 186.

4 Ebenda.

5 本書はパーテルの〈ナチス教育〉研究 [Patel (2018)] と同じように、これまでの「断罪主義」的なナチス教育研究を克服し、新しい視野と連関の中で〈ナチス教育〉を解明しようとするドイツの若手研究者の論文を収めたものである。かつて私が注目したクラススの「ラガー」論文も、同書に収録されている。クラス論文を読んだとき私は、本書のパーテル国家労働奉仕団研究の意義はよく分からなかった。今回注3文献 [Patel (2018)] を押さえた上で改めて本論文 [Patel (2011)] を読み、その意義に気づかされた次第である。

Vgl. Andreas Kraas: „Den deutschen Menschen in seinen inneren Lebensbezirken ergreifen – Das Lager als Erziehungsform, 2011.“ In: Klaus-Peter Horn / Jörg-W. Link (Hrsg.): Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus. Bad Heilbrunn: Klinkhardt, 2011. S. 294-318.” ラガー (Lager) —— ナチス「キャンプと隊列の教育」の展開—— 小峰 総一郎『中京大学国際教養学部論叢』10(1), pp. 1-21, 2017年10月。

1. キャンプと「民族共同体の学校」

私は先に、パーテルの「教育・学校・キャンプ」(2018)論文(英文)を紹介し、〈ナチス教育〉の本質を「キャンプと隊列の〈ラガー教育〉」に求め、次のように述べたのだった。

「…〈ナチス教育〉は個人主義・人文主義・主知主義の〈学校〉教育を超える〈社会〉全体での教育であり、「民族共同体」の一員としての〈ドイツ人〉形成をめざす「鍛錬」ないし「錬成」としての教育(そのの頂点に軍隊を置く)である。教育の方法は、身体・心情・ナチズム志操形成を核とする擬似軍隊的な錬成教育＝「キャンプと隊列(„Lager und Kolonne“)の教育」に依っている。これによって形成される小「民族共同体」は、大「民族共同体」(＝アリア民族(ドイツ人)の「ドイツ」と不可分一体のものであり、若者は党(ナチ党)と国家を「自分の集団」、自身と不可分の存在としてこれに自己投企して行く」⁶。

その際、「普通の」市民、若者たちが「自ら進んで」〈ナチス教育〉に共感・一体化する共同体装置が「ラガー」(Lager＝キャンプ camp)であった。

「…このさながら軍の秩序に似た施設(それは大戦に従軍した「塹壕世代」にとってはまことに親しみ深いものであったろう)は、〈内〉と〈外〉とが完全に分離、生活全体がメンバーの相互監視の下にある。キャンプの生活は非個人化され、生活全体の集団主義化(起床から集団就寝までの宿舍生活、スポーツ、パレード、わずかの学習、文化活動等)は、目に見える行動と共に心理・内面にまで及ぶ。この規律化された集団生活を通して「自然に」形成される内的(心理的)コントロールが、メンバーの「自発的」な忠誠心を育て上げる。…それらを通して「血と土イデオロギー」、人種主義・地政学、身体壮健理想、男・女区別理想は若者の確信へと鍛え上げられる。ここはナチスの「ユートピア」。彼らは今や「民族共同体」(Volksgemeinschaft)の同志(「民族同志」Volksgenossen)となったのであり、[彼らが]その後実生活に戻ったならば、現実のドイツ社会を〈民族共同体〉に変革することであろう」⁷。

田園に造成された簡素なバラックの「キャンプ」(＝ラガー:Lager)において、青年(初期成人)は故郷や家族、階層、文化から引き離され、奉仕労働を軸とした24時間の集団生活を展開する。ここに〈個人〉はなく、あるのはただ集団・生活協同体の中の〈部分〉人間である。パーテルはそれを次のように特徴付けている(大要)。

「●キャンプ(camp)とは—特殊な設置環境:暫定的・速成的利用可。安価、可動式。モデル:国家労働奉仕団の木製バラックから発達。

●立地—田舎。故郷から遠隔(地理的隔絶:効果大)

●内的(心理的)コントロール—上からの統制でなく、衆人監視—[これが]自発的忠誠心[を育

6 小峰 総一郎「キラン・K・パーテルのナチス教育研究:「教育・学校・キャンプ」(2018)」『教養教育研究院論叢』第3巻第1号, 2022/10, pp. 2-3.

7 小峰, 同, p. 16.

てる]

- 「民族共同体」(Volksgemeinschaft) — キャンプは「新しい人間」を創造する「民族共同体」の土台
- キャンプ生活—「自然な体験」を伝える場(リーケ, 1936) → 血と魂イデオロギー: 人種主義理想, 身体壮健理想と結合。また男・女区別を理想とする⁸。

これはさながら戦前日本の軍隊を想起させる。日本軍隊の兵舎「内務班」では、(兵士)としての「体力」と、「皇軍」としての天皇制イデオロギーが重視され、兵士個人の人格価値(出自, 学歴, 文化資本を含む)は顧みられなかった(兵士は一般に貧しい階層の出身であり、彼らは、恵まれた家庭出身の者、高度な学歴や文化資本を有する兵士・学徒兵を敵視・差別し、私的制裁が日常的に展開された⁹)。「キャンプ」(camp: Lager)はそのような仮想「協団体」だったのである。

2. ナチス教育制度と国家労働奉仕団

国家労働奉仕団はナチス教育制度の中にどのように位置付けていたのだろうか。

ナチス・ドイツの時代の教育制度はワイマール時代の教育の「造り変え」であった。そして、ナチス・ドイツの12年はその途上で終わっている。そのため、ナチス・ドイツ教育制度は「拡散と集中」という視点から見ることがあろう。つまり、「拡散」とは「造り変え」途上の雑多性の姿であり、他方「集中」とは、その中であらゆる教育制度が目指した「民族共同体」(Volksgemeinschaft) 推進という共通目標である。

(1) 拡散——伝統的な「学校」制度とナチス新規教育機関の併存

a) ワイマール時代の多様な教育機関がそのまま残存

(但し、1937年の中等学校制度改革で、「ギムナジウム Gymnasium: ギリシア語・ラテン語必須」等のエリート中等学校が9年制から8年制に年限短縮、数も削減。代わってドイツ語・ドイツ文化中心の男女「上構学校 Aufbauschule」を基本型とした)

b) 他方、ナチエリート養成を目的とした「ナチ党新規教育機関」の創設

- ①ナポラ (Nationalpolitische Erziehungsanstalt: NAPOLA, 民族政治教育舎 [小峰訳]) — ナチスイデオロギー教育に特化した中等学校。1933から
- ②オルデンスブルク城 (NS-Ordensburg, ナチス騎士団城) — 将来の党幹部養成校。1936から
- ③アドルフ・ヒトラー校 (Adolf-Hitler-Schule: AHS) — ナポラに似るが、より一層党そのものに焦点。1937から

8 [Patel (2018)], p.186.

9 吉田裕『日本の軍隊』、『日本軍兵士』、『アジア太平洋戦争』ほか参照。

これをよく表すのがルドルフ・ベンツェ (Rudolf Benze, 1888-1966)¹⁰の「大ドイツ帝国の教育構造図」(ベンツェ, 1940)である。これはワイマール共和国までのライヒ(国家)〈学校〉制度(1937年の中等学校年限短縮〈9年制から8年制へ〉をふまえ)と〈ナチ党教育機関〉とを並置し一元化したものである。即ち、

● i) 国家 (Staat) 教育機関 —— 国民学校・中等学校 (ナポラ (Nationalpolitische Erziehungsanstalt: NAPOLA はここに含まれる。図の番号5)・大学等の〈学校〉から国家労働奉仕団, 兵役・兵役後教育にまで至る)と、

● ii) 党 (ナチ党 Partei) 教育機関 —— ヒトラーユーゲント (Hitlerjugend: HJ), ドイツ女子同盟 (Bund Deutscher Mädel: BDM) 等の青少年組織, アドルフ・ヒトラー校 (Adolf-Hitler-Schule, AHS), オルデンスブルク城 (NS-Ordensburg, ナチス騎士団城) 等のナチ党教育機関,

に及ぶ一体的「教育」; これらは年齢的には家庭 (幼稚園) から〈学校〉, 国家労働奉仕, 兵役, 職業, 兵役後教育までの成人教育を含む「生涯教育」体系となっている¹¹。

10 ルドルフ・ベンツェ (Rudolf Benze, 1888-1966)

●ドイツの教育者, ナチス帝国教育省参事官, SS 幹部。

●1933. 7. プロイセン文部省 (Preußische Kultusministerium) 報告官。1934新設帝国教育省 (Reichserziehungsministerium) へ。教育相ルスト (Bernhard Rust, 1883-1945) の下で教育省参事官。「人種学」に基づくラディカル改革を担う。・生物=中心教科, 外国語制限=英語特化。・教科書担当, ヒトラーユーゲント連隊指導者。・1938中央教育研究所長。教員継続教育を「人種学原理」で推進。ナポラ (NAPOLA: 民族政治教育舎) 振興。(参照:「Rudolf Benze」https://de.wikipedia.org/wiki/Rudolf_Benze 最終閲覧: 2022/07/13)

なお前論文で私は、ベンツェが故郷のブラウンシュヴァイク (市・自由州) において、ヒトラーのドイツ国籍取得 (1932年2月26日) の頃より、これを実現した同州の内務・国民教育担当大臣デイトリヒ・クラッグス (Dietrich Klagges, 1891-1971) を介して「ヒトラー=クラッグス=ベンツェ」という〈ナチス教育〉の人的パイプが築かれて来たのではないかと記した。(小峰, 同, pp. 40-41.)

11 図1. = Horn, Klaus-Peter/Link, Jörg-W.: „Einleitung/Vorwort“. In: Horn, Klaus-Peter/Link, Jörg-W. (Hrsg.): Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus. Bad Heilbrunn: Klinkhardt, 2011, S. 10.

私はこれまでナチ時代の教育を一望できる教育制度図を探してきた。その中で、1937年の中等学校制度改革 (教育省令) に付された学校制度図はかなり正確なもので、先の拙著にも引用したところである。しかし、残念ながらこれには大学を含む高等教育機関, 青少年組織, ヒトラーユーゲント, アドルフ・ヒトラー校等のナチ党教育機関, また国家労働奉仕団や兵役は記されていない。それに対して、ライヒ教育省参事官ベンツェが描いた「大ドイツ帝国の教育構造」図はそれらすべてを一元的に示した、現時点で求めうる最良のものと言える。

なお、私は先回のパーテル論文紹介では彼が引用したベンツェ「大ドイツ帝国の教育構造」1941年版を再録した (小峰, 同, p. 20.)。1941年版はナチ党教育機関の説明が若干詳しく、対して今回ここに紹介した1940年版 (編者のホルン/リンクが序論で引用) は、国家学校制度の部分が兵役後教育の言及もあり全体的に詳しい (1941年版には兵役後教育の言及はない)。1941年版はその間の制度改革を反映しているとも考えられるが、両者の基本部分は同一である。そのため本稿では、図2と同じく序論筆者のリンクの引用であること、また初出年次が古く、図2と対になってナチス教育の生涯教育体系をよく表していると考えられるところから、1940年版を用いている。

「…民族主義国家は、まさしく知育と同様にまた学校卒業後の身体的訓練を国家の課題として見なければならず、国家の施設によって実施すべきである。そのさい、この教育はだいたいにおいてきつと後の兵役のための準備教育たりうる。そうすれば軍隊は今までのようにもっとも単純な操典の基礎概念を若い人々にもはや教えこまなくてよくなるのであり、また今日の意味とはちがった新兵が入営してくるだろうし、おそらく身体的には、ほとんど非の打ちどころのない準備教育をうけた若人を兵士にもっとしあげればよいことになるのだ」¹²。

この、軍隊を頂点に戴く教育制度思想を象徴するのが次の〈ナチス人生行路〉図である¹³。

本図は元々1960年代に描かれた図で、それをガム (Gamm) が1984年書籍に引用した。これをホルン／リンク (Horn, Klaus-Peter/Link, Jörg-W.) はベンツェ「大ドイツ帝国の教育構造」図と共に編著に再引用して次のように述べている。

「…ここに描かれているのは、1938年のヒトラー [のライヒェンベルク (Reichenberg)] 演説をナチス諸団体と『パラレルに組み合わせた』人生一貫行路図 [ライフコース図] である。その『国家公民 (Staatsbürger)』という言葉が適切かどうかは今問うまい——むしろ『人種健全なアーリア民族ドイツ人』と言った方が良いだろうが——。興味深いのは、学校に入るや否や人間が同一編隊、同一歩調で描かれていることである——これはナチス教育の根本思想：すなわち『整列と編隊 (Ausrichtung und Formierung)』を表現——。1960年代初頭 [刊行] のこの画像表現には幼児教育分野が除外され、人間形成への多様な教育実践及び働きかけが描かれていないが、『大ドイツ帝国の教育構造』図——こちらも成人教育並びに社会的労働という二大重要領域が欠けている——と比べてとき本画像表現は『教育構造』図とは相当に異なっている [=意義が大きい]。

注記 ここに描かれた図で [ナチス教育が] 明示されたと著者達に同意する訳ではないが、恐らくは意図されていない [ナチス教育] 行動計画の全般的或いはひょっとすると本質的性格が絵図によって明確になっていることは確かである」¹⁴。

本図では [男子の場合] 18歳からの若者が、背広を着た学生 (大学: Hochschule) または鋤を肩にした労働奉仕 (Arbeitsdienst) 団員 [鋤は労働奉仕団の象徴] となって「同一編隊、同一歩調で描かれている」。女子はこの時期専ら労働奉仕 (Arbeitsdienst) のみである (それは、21歳以後の「民族維持者としての婦人 (Die Frau als Erhalterin des Volkes) : 母と主婦 (Mütter und Hausfrau) を先取りしている)。

上段の女子、下段の男子絵図で整列と編成を組まないのは幼時の時期のみ (父母の家 Elternhaus)。だが、彼らが国民学校 (Volksschule) に入るや否や次の中等学校 (Höhere Schule)、大学 (Hochschule)、職業生活 (Beruf) とその人生行路はナチスの隊列と行進一辺倒である。その後も職業生活期の35歳まで予備役・補充兵 (Reserve-Ersatzreserve)、45歳まで国土防衛軍・補充国

12 アドルフ・ヒトラー、平野一郎／将積茂訳『わが闘争』下、角川文庫、1973、p. 68。

13 In: Horn / Link: a. a. O., S. 9.

14 Ebenda.

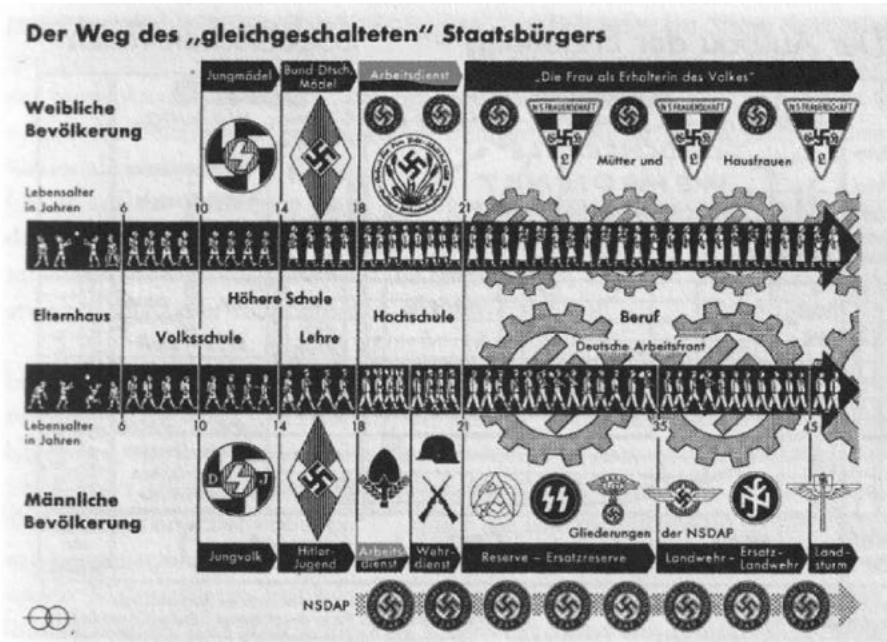


図2. 后「強制的同質化」国家公民の道 (ガム, 1984)

[マーカー部分 (Arbeitsdienst 上段・女子, Arbeits-dienst 下段・男子——小峰) が「労働奉仕団」]

(出所: Gamm: Führung, 1984, S. 21.

In: Horn/Link (2011), S. 9.)

土防衛軍(Landwehr-Ersatzlandwehr)。45歳以降でも、戦時には旧兵役経験者総動員(Landsturm)として軍事対応が求められる。職業生活においては翼賛労働者組織「ドイツ労働戦線(Deutsche Arbeitsfront: DAF)」に組み込まれ、いずれの年代においても進んでナチ党员となることが求められた(女子も男子に準じた人生行路が求められている。同図参照)。

まことにナチス・ドイツの時代に人々、特に若者の人生は国家と党を我がこととして進む「党・国家との一体化人生」だった(「労働奉仕」はまさにヒトラーが目指した「後の兵役のための準備教育」となっている)。ホルン/リンクはこの図が「[ナチス教育]行動計画の全般的或いはひょっとすると本質的性格が絵図によって明確になっている」と言う。あらゆる教育組織は、このように「民族共同体」(Volksgemeinschaft)の形成を目指したのである。

3. 〈教育〉組織としての国家労働奉仕団

(1) 〈教育〉組織

さて、そのような中で国家労働奉仕団は〈教育〉組織であったという。

だが一体にその〈教育〉は、〈知性〉を通しての人間解放であるとか青年(前期成人)の自由で自律的な自己形成、或いはまた相互に独立した個人による相互啓発を中身とするものだったのだ

ろうか。

パーテルは、国家労働奉仕団の〈教育〉的立場を次のように捉えている。

「●労働奉仕の教育課題

——単なるナチス世界観の注入を超えた明確な教育的目標を持つ
(たとえ秩序立った教育学理論に立脚していずとも)

●本組織の教育的立場

——以下の5目標を追求

- ①ドイツ青年の規律化
- ②身体の強化・鍛錬, 女子労働奉仕
- ③性自覚, 性役割
- ④国家政治教育
- ⑤人種的共同体」¹⁵

この中でまず行なわれるのが①青年の規律化である。それは、字義から予想される、放縦な青年の生活を「メリハリあるものにする」こととは相当に異なっていた。パーテルの説明は次のようである。

「●規律化

——後期青年を

- ①民族共同体 (Volksgemeinschaft) へ,
- ②人種的絶滅戦争へと,

組み込み, 準備することとなる。

●鋤 (すき) による秩序訓練 (男子)

——最重要の規律課題表現

↓

労働人の規律化, 指導者原理 (Führerprinzip) への絶対服従

●パレード行進, 準軍事教育

——党大会等の鋤 (すき) 行進

準軍事教育: 政治的顧慮の下, ナチス体制で

- ・規律化の上に築かれる
- ・一つの下位役割 (eine nachgeordnete Roll)

15 [Patel (2011)], S. 189.

||

◎全体として労働奉仕メンバーは「規律共同体」(Disziplinergemeinschaft)へと改造されるわけである」¹⁶。

まさに労働とラガー集団生活によって青年をドイツ民族共同体(Volksgemeinschaft)に組み込むグライヒシャルトゥング(Gleichschaltung:一元化)が〈教育〉であった。人間解放や知性を通しての自律的個人形成,人間相互の人格的な相互形成とは全く異なる「規律,労働,訓練,錬成による人間改造」が国家労働奉仕団の謂う〈教育〉なのだった。ためにここの生活形式,〈教育〉形式がナチス時代の他の教育機関の「モデル」となったのである。

(2) 〈教育〉の内容と実際

次にこの〈教育〉は具体的にはどのようなものであったか,パーテルの断片的な叙述を拾いながら再構成してみよう。

「12. 教育機能の中心：ラガー [タイトル：小峰]

●ラガー

——教育コンセプトの中心役割

- ・数ヶ月に亘り労働奉者包摂
- ・今までの生活を一新
- ・空間,時間の規律化

↓

- ・全ラガー生活を個人の余地なく展開

- ・ラガー 3層

①教育計画の条件

② 〃 素材

③ 〃 反映(展開)

●第三帝国の他の教育機関も

——ラガーに立脚

⇕

●格別の位置

——労働奉仕団の特に精緻化されたラガー教育コンセプト:「本モデルは最も实际的な教育手段

16 A. a. O., S. 190.

である」。(ヒールル, 1941)

↓

この領域のナチス諸機関に重要なインパクトを与える。

[ナポラ (NAPOLA, 「民族政治教育舎」(小峰訳)), アドルフ・ヒトラー校 (AHS), オルデンスブルク城 (NS-Ordensburg, ナチス騎士団城), ナチス教員連盟, ナチス学校田園寮, 等(小峰)]¹⁷。

パーテルは, 1935半ばにベルリン北, ベルナウ (Bernau) のランケラガーを訪問した一アメリカ大使館員らの印象を引き, 「指導者も団員も『大変陽気』(very cheerful), 酷使の様子は全く見られず, 完全にその逆だ」と国家労働奉仕団を積極評価した¹⁸。

しかし他方, 同じラガーで1939初めより国家労働奉仕作業に従事したホイマール・フォン・デイトフルト (Hoimar von Ditfurth: 1921-1989, ドイツの医師・科学ジャーナリスト) は, それとは全く別の回想をしている。すなわち:

「●恐ろしい指導者だった。

アビトゥア修了生を苦しめる指導者

||

失敗存在のラガー記憶

強制収容所に近い印象」¹⁹。

わずか4年でラガーが変貌したにせよ, 先の積極的なラガー評価とは大違いである。ラガーの〈教育〉機能は, [自律的人格の] デイトフルトには「作用」していなかったと言わざるを得ない。1939年は秋にドイツのポーランド侵攻が行なわれた第二次世界大戦の開始年である (1939. 9. 1)。すでにこの時, 国家労働奉仕団ラガーは準軍事組織に変貌して〈教育〉を担い得なかったのか, 詳細は分からない。

「13. 第三帝国のモデル教育形式」[タイトル: 小峰]

①総統原理 (Führerprinzip) ほか

——更なる教育原理。第三帝国の他の教育機関も導入

②相互影響

——後期青年 (Spätadoleszent) の多様な相互作用

||

17 A. a. O., S. 192.

18 A. a. O., S. 198.

19 A. a. O., S. 197-198.

これらはアカデミックな教育理論とは大きく隔たる。しかし一つの錬成された教育形式としてナチス諸機関のモデルとなる

↓

男子青年の教育プログラムに反映

(⇔ナチ体制初期数年の女子労働奉仕に教育的側面少なし=労働奉仕中心)

↓

●かくしてラガーによる教育形式

——ナチ体制男子労働奉仕の典型となる」²⁰

まさにこれが〈ナチス教育〉の本質であった。それゆえこの時期、他の教育機関はこぞってこれを「モデル」とした〈ラガー教育〉を組織・展開したのである。

なお、上記叙述の中で女子の労働奉仕は当初これとは異なるとしている。これについて私は、「女性性の発見」・「女性の社会的自己実現」の視点から国家女子労働奉仕団 (Reichsarbeitsdienst für die weibliche Jugend: RADwJ) とその指導者ゲルトルート・ショルツ＝クリンク (Gertrud Scholtz-Klink, 1902-1999) を考察した桑原ヒサコの研究が大変参考になったことを記しておきたい²¹。

4. 青年・成人教育と国家労働奉仕団

さて、以上の国家労働奉仕団は全体としてどのように評価したらよいか。ここでは、2つのパーテル論文 (2011, 2018) から2点を記してみたい。

(1) ラガー空間の暴力性——ラガー教育の透過力

第一は、国家労働奉仕団ラガー (キャンプ) が小「民族共同体」(Volksgemeinschaft) と仮想され、ナチスの謂う大「民族共同体」(Volksgemeinschaft) イデオロギーを容易に受容し得たという点である。

先に私は、20世紀初頭から起こった都市のギムナジウム生徒のための学校田園寮²²が「ナチスの

20 A. a. O., S. 192.

21 桑原ヒサ子「ナチ女性の社会活動における戦略としての母性——ナチ・イデオロギーと女性の地位向上のはざままで——」『敬和学園大学人文社会科学研究年報』No.9, 2011年5月。

22 学校田園寮 (Schullandheim) とは、20世紀初頭にドイツの都市のギムナジウムが高原地帯や海浜地帯に保有 (ないし賃借) した生徒のための田園宿舎である (今日まで続いている)。生徒たちはここに夏ないし冬に約2週間滞在し、教師・生徒・援助者の生活協同体を形成して土地の自然や田舎の人々の暮らしに触れ、これを深め、また学習とスポーツ、音楽、芸術活動を展開した。小峰:「ナチスの学校田園寮 (1933-1945)」『中京大学教養教育研究院論叢』第1巻第1号, 2020/10, 15-16ページ参照。

学校田園寮」に変質したと述べた²³(ちなみに19世紀末-20世紀初頭の青年運動 Jugendbewegung においては、青年が集団で山野散策、共同宿泊、文化活動を行なっている。これは国家労働奉仕団という若者共同体の先行形態と言えるだろう)。その中で私は「フライベルク覚書」に触れた。それはナチス体制初期にアンハルト州首相フライベルク (Alfred Freyberg, 1893-1945) がライヒ教育大臣ルストに送った覚書なのだが (1936. 1. 6)、これがヒトラーに回覧された。ヒトラーは『わが闘争』の教育理想が実地に根付いていることに意を強くし、「ドイツ学校田園寮はナチス教育システムの一部である」と表明し学校田園寮へ大幅な支援を行ったのである(学校田園寮の増設・拡大=それまでの約300寮(1936.8)から大戦期には435寮へ(1942))。アンハルトの学校田園寮は若者教育の「ナチス教育学化」の象徴であった。この「フライベルク覚書」『学校田園寮と青少年教育』(‘Denkschrift Schullandheim und Jugenderziehung’)は大要次のようである。

「…田園寮の教育は健康の教育、身体教育、共同体の教育、公民教育、民族政治教育であり、若者を土くれに導く精神鍛錬の教育なのだ、と。各論はつぎのごとくである：

- ①健康の教育—日々の鍛錬による民族の健康保持、健康意志の覚醒という、ナチスの謂う意味での「健康」の意義づけ。
- ②身体鍛錬—スポーツ、国民体操、水泳、散策、ゲレンデ活動は学校田園寮が愛好→将来の国防スポーツへ。加えて実践作業は将来の労働奉仕に有用。
- ③共同体教育—自分主義を克服、共存生活へ→同胞性、規律→「総統」(ヒトラー)を認識発見。
- ④公民、民族政治科—ワイマール体制の克服→総統につき知識学習へ。
- ⑤更なるプログラム—土への回帰 自然、故郷、民族→「血と土」からの再生=文明病から解放。国境地方の学校田園寮での風景体験→根源的生命力覚醒。これをドイツ人との一体感の中で。
- ⑥中心 →民俗学 (Volkskunde)、人種生物学、国家大変革史、天文学、男女特性別体育。
- ⑦オリエンテーリング、気象学ほか→国防スポーツに寄与する。
- ⑧女子→実践学。家事共同体、福祉→ナチス婦人像、英雄の母へ²⁴。

ワイマール時代の学校田園寮は、〈知性を通しての人間解放〉をめざす都市の学校の補完物として、学校田園寮滞在それ自体を楽しむというものであった——そこには本質的に、都市の学校を離れ田園寮生活を通して育まれる協同性、自然や社会への積極的働きかけ、健康・スポーツ・文化促進、そして連帯意識や友愛感情といった情念的要素の追求が原理としてあった——。「ナチスの学校田園寮」はこの学校田園寮の形、内容を変質させてこれを「ナチスト(ナチス主義者)錬成目的のキャンプトレーニングの場」=「ラグーとしての学校田園寮」に転換させたのだった。この「ナチス学校田園寮」を私は次のようにまとめた。

「①「田園滞在それ自体を楽しむ」学校田園寮から、指揮-服属のタテ関係の「形」が作り上げられ、生活、

23 同上、20-23ページ参照。

24 König, Karlheinz: „Schullandheimbewegung und Schullandheimpädagogik im Griff des totalitären Staates (1933-1945)”. In: Verband Deutscher Schullandheime (Hrsg.): „Schullandheimbewegung und Schullandheimpädagogik im Wandel der Zeiten. Hamburg: Verband Deutscher Schullandheime e. V., 2002, S. 98-99.

課業、儀式全体が規律化される。

- ②「形式」の神秘化、儀式の祝祭化により、各人はここを、自他を超えた「協団体」と実感する。
- ③郷土学習によって各人はドイツ民族生成の土壌(Boden)を見出し、彼らは血で(Blut)これら先祖と繋がる一員であることを自覚する。
- ④ドイツ民族の指導者(Führer、ヒトラー)ならびに「国家社会主義」(ナチズム)への情念の一体感を形成。また「体錬」を軸に、若者の国防意識・国防能力形成をめざす。
- ⑤成員はこの小「共同体」を通して大民族共同体(ドイツ民族共同体)に自覚的に加わって行く。
- ⑥この〈ラガー教育〉は「ナチス教育学」の中心コンセプトとなっており、ナチス社会とナチス教育を牽引した——特に「ナチス教員連盟」によって——²⁵。

国家労働奉仕団のキャンプ(camp: Lager)を振り返ると、ギムナジウム生徒らの学校田園寮の備える諸特徴と一致する部分が多い。しかし労働奉仕団では更に

- ①日々の激しい労働が展開されていたということ、
- ②田園に建てられた簡素なバラックでのラガー生活であったということ、さらに
- ③メンバーは年齢的にも青年・成人に達した若者たちであったということ、

が指摘できる。それらによって国家労働奉仕団のラガーは、学校田園寮よりも一層〈個人〉を棄却、彼らが内省的な〈自己〉に立ち帰ることを許さない準「軍隊」となった。

これを今、ラガーの生活日課からみて見てみよう(図3は宮田光雄『ナチ・ドイツの精神構造』岩波書店、1991、p. 382、注13の「勤務プラン」を小峰が一覧表にしてグラフ化したものである。塗りつぶしは上位5項目。原文と照合し項目名と訳語を一部変更した)。

ここから分かるのは、

- (1)一日が多様雑多な「行動」に細分化されている(合計20行動)、
- (2)それらは分単位での「遂行」が求められている、

ということである。

それら20行動の内、睡眠(8時間)を除く上位5行動は次の通りである(労働奉仕①、②[小峰による分類]は朝食を挟んだ同一行動と見做しうる)。

- (1)労働奉仕①②合計 7:45-14:00(途中30分の朝食を置く)、5:45(「5時間45分」を表す。以下同じ。全体の24.0%)
- (2)憩いの夕(講演、歌唱、余興) 20:15-22:00、1:45(7.3%)
- (3)身体訓練(体操、ハンドボール、フットボール) 15:30-17:10、1:40(6.9%)
- (4)洗面、寝台整理、コーヒー喫茶 6:20-7:15(0:55)
- (5)点呼 18:00-18:55、0:55(3.8%)

この細部にまで組織化されたラガー生活は、「時間」によって規律化された「工程」である。そ

25 小峰：同上、p. 50.

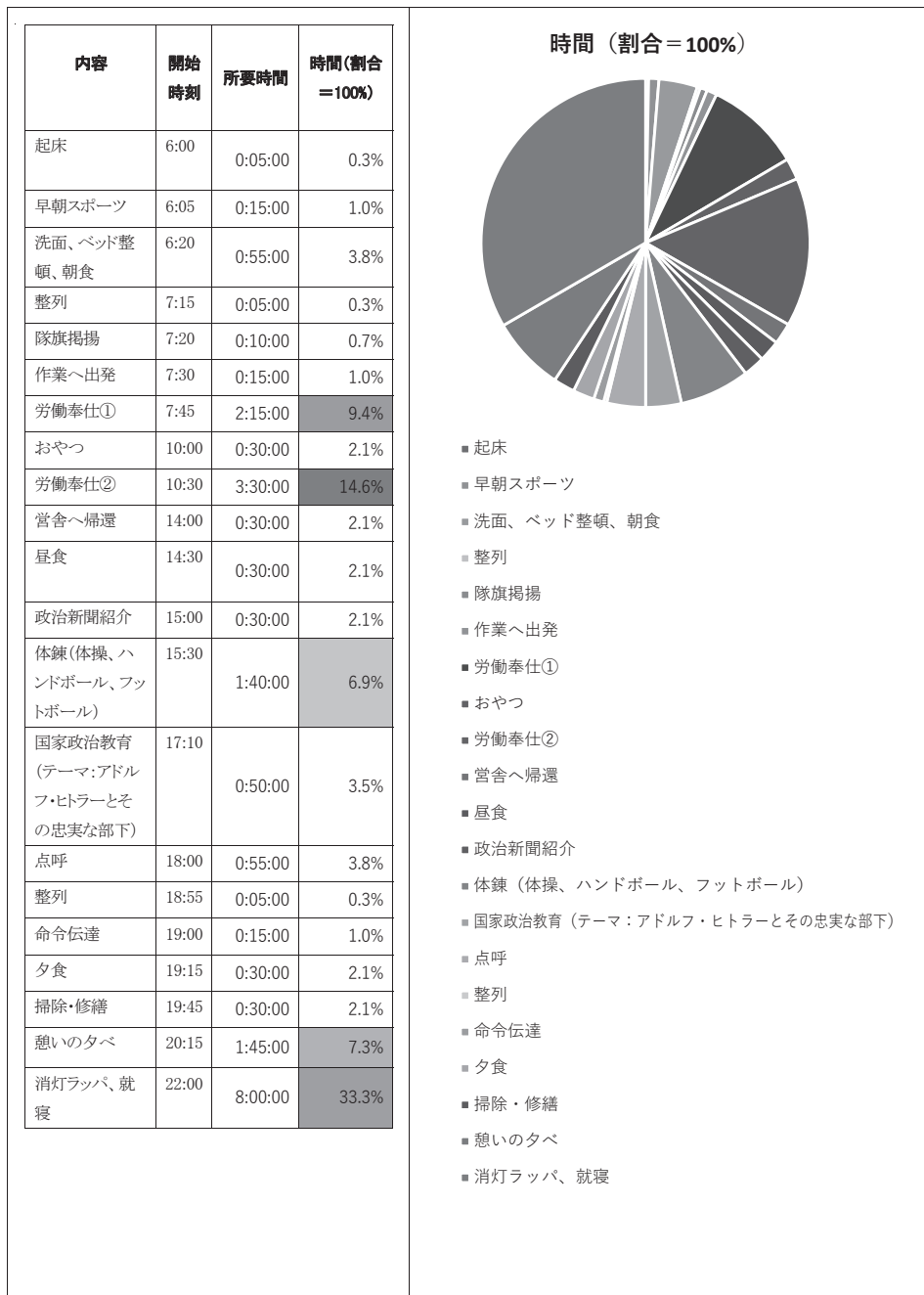


図3. 国家労働奉仕団の生活日課²⁶

26 宮田光雄『ナチ・ドイツの精神構造』岩波書店, 1991, p. 382; Lingelbach, Karl Christoph: Erziehung und Erziehungstheorien im nationalsozialistischen Deutschland (Sozialhistorische Untersuchungen zur Reformpädagogik und Erwachsenenbildung, Bd. 6). Frankfurt am Main: Dipa-Verlag, 1987, S. 137-138.

れはさながら現代の工場労働のようだ。鎌田慧は「[コンベアのミッション取付労働単位] 1分20秒のサイクルで物を考えることはできるはずがない」と言う²⁷。国家労働奉仕団キャンプに於て起床から消灯ラッパまで20行動[工程]に細分化・規律化された中で、〈個人〉が〈独立自由に思考〉する余地は一体どれほど存在しただろうか²⁸。

宮田は、そうした国家労働奉仕団の本質を次のように結論づけている。

「…こうしてみれば、RADの教育は、青年たち自身による批判的・合理的な労働＝社会＝自然体験の把握に代えて、《集団主義的》訓育を通してナチのイデオロギーを教化することにあると見てよい。《民族的に異質な》敵による内的・外的な脅威にたいして、ドイツの青年たちは《民族共同体》を守るため精神的武装をしていなければならない。それは、《指導者》の命令にたいする《無条件的》服従と忠誠を、そして、ついにはみずからの生命を捧げることも厭わない死の決意を要求する。こうした政治教育をRADは、おそらくHJの教育以上に徹底的に叩きこむことが可能であったろう。なぜなら、市民社会から隔離された営舎生活の中で、厳しく統制された《僚友関係》《労働》《前軍事的＝身体訓練》《政治教育》などの教育階梯が、互いに補強し合いながら組み合わせられ、青年たちを従順な《典型的》人格に形成するために集中化されることになったのだから。こうして育成された《労働兵士》が戦うことを予想された目標は、来たるべき戦争にほかならなかった」²⁹。

まことに正鵠を射た指摘である。

(2) 青年・成人教育の可能性と限界

国家労働奉仕団ラガーでは、「民族共同体の労働」という目に見える行動に〈教育〉が顕現、実体化していた。

「形式陶冶知識、一般教養の伝達ではなく、イデオロギーを理想化して扱う

||

労働奉仕＝メンバーをナチズム信条に誓約させることを目指すものであった」³⁰

一般に青年・成人教育においては、抽象的内容の一方的伝達、イデオロギー教化[洗脳](indoctrination)はそぐわない。彼らが接する現実(労働)に即し、社会・文化との相互交渉を通して〈教育〉が展開される必要がある。労働奉仕団では〈労働〉を「ドイツの土地に根差す労働」(Arbeit „am deutschen Boden“), 「ドイツ人の手による労働」(Arbeit am deutschen Menschen)と

27 鎌田慧『自動車絶望工場』新装増補版、講談社文庫2011, p. 86.

28 国家労働奉仕団について、またそこでの「教育」批判は宮田光雄の究明が本質を突いている。私のここの言及はラガー生活をグラフ化して補ったものである。宮田光雄「Ⅲ 四 2 帝国労働奉仕団の教育」, 同書, p. 373-383, 参照。

29 同上, p. 379-380。なお、国家労働奉仕団については宮田の「^{ライヒ}帝国労働奉仕」(宮田訳)研究(同上), ならびに南利明「民族共同体と法(二)——NATIONALSOZIALISMUSあるいは「法」なき支配体制——」『静岡大学法経研究』第37巻第4号(静岡大学法経学会, 1989)から学ぶところ大であった。

30 Patel: a. a. O., S. 191.

聖化, 理想化した。その上で労働奉仕団においてその〈教育〉は

「①注入教育浅薄, 共同体験, 平等教育

a) 注入教化教育は浅薄

・歴史, 民俗学 (Volkskunde) ないし [ナチ] 党史の教材に及ぶものなし

b) 特に労働奉仕で際立つ要因 (他の学校外ナチス教育機関 [ドイツ労働戦線, 国家社会主義自動車軍

団, ナチス厚生団 (Nationalsozialistische Volkswohlfahrt: NSV) 等か——小峰] でも見られたが)

・多様な教育水準をもつ若年成人が集う

・かつ共同の体験教育を前提 (Prämisse der gemeinsamen Erlebniserziehung)

↓

・教育 (Unterricht) は全対象者 (大学生であれ国民学校中退者であれ) に平等

||

『1グループに過大要求・他グループに甘い要求』は許されない」³¹

の基本方向で展開された。

6ヶ月という限られた期間で青年 (初期成人) らの規律化と「民族共同体」形成を達成するには, 優れたリーダーの下に「民族の大地に即した」奉仕労働を意義深く展開すること, 並びに, ラガー生活の聖化, 意味づけが欠かせない。この意味で, 「教育」を第一義とする (Primat der Erziehung 原則) が一定程度機能したのは, **第二局面** 国家労働奉仕法 (1935) (1934半ば~1937半ばまで) に於てだった。この時期, 労働奉仕義務制が制度枠組みとして実現した (ヒールルの求める水準ではないにせよ)。各宿舍のラガー生活では「後期青年 (Spätadoleszent) の多様な相互作用」が行われ, 「ドイツの土地に根差す労働」の中でナチスイデオロギーの可視化, 実体化が見られたのだった。

これに対し, 1937半ば~1942. 8の第三局面では「戦時労働」加重 (一日10時間以上にも及ぶ) で〈教育〉の後退が余儀なくされ, 労働奉仕団は国防軍に下属, 「安上がりの軍隊」となったのである。

特に開戦後の [第四局面 新任務 (1942. 8~) [1942. 8: ドイツ軍スターリングラード肉迫]] に至っては

「[男子] ●西部, 東部ヨーロッパ人の「ドイツ人」[選別] 試験機関充当——

「ドイツ化」(Eindeutschung) 状況の評価。

「ドイツ人」認定・取り消しは国家労働奉仕の成績に依存

●1944まで——

西部, 東部ヨーロッパ人十万人がこれに該当 [労働→選別 (小峰)]

31 A. a. O., S. 199.

●新任務——

RADはSS(親衛隊)と協力して

①この人種政策

②新「教育」課題³²

を担うこととなった。

このとき国家女子労働奉仕団(Reichsarbeitsdienst für die weibliche Jugend: RADwJ)も

「・RADwJ:ゲルマン化(Germanisierung)を担った…

・RADwJ:占領地・新領土でナチス民族政策を活発に行った…

民族浄化」後——ラガーはゲルマン化に寄与

・女子労働奉仕:ヴァルテラント帝国大管区(Reichsgau Wartheland [西部ポーランド。中心ポーゼン])でポーランド人駆逐後,

・入植ドイツ人の援助,心理補助[に加わっている]³³。

これらはいずれもナチス・ドイツ軍の活動ないし「後方活動」である。

それらをふまえパーテルは,

「●男女労働奉仕団(RAD)——成功例は次の間

・男子: 1934-1937

・女子: 1936-1941

他の期間に教育優先(Primat der Erziehung)の実例は導けない³⁴

とする。労働奉仕団らしい姿が見られたのは第二局面(1934半ば~1937半ばまで)の僅か3年半のことであった。

さてこのような歩みの国家労働奉仕団(男女)を通観して,そのラガー(キャンプ)は、「聖化された労働」(=「ドイツ的労働」)に即した人間形成の「システム」であることが見て取れた。それは,青年が「教室」でバラバラの断片的知識・教養を身につけるといふ抽象的な「教授」ではなく,宿泊・生活を共にした24時間教育,労働に即した実地教育である。それはかつてギリシアのポリスに存在した若者教育所「エフェボス(ἐφηβοίς)」や,前近代日本の同年齢生活・教育集団「若者組・娘宿」などを想起させるものである。ラガー(キャンプ)ではしたがって,〈知〉をたくわえた上位者としての「教師」が下位者=生徒に抽象知識の伝達を行う教育でなく,指導者(年長者)による人格教育,労働を通したモラル教育,そして同輩による相互啓発=人格教育である。これは〈学校〉とは異なる「社会の中での教育」であって,〈学校〉教育を否定し「民族

32 A. a. O., S. 194-195.

33 A. a. O., S. 196.

34 A. a. O., S. 197.

共同体」形成を究極の〈教育〉と考えるナチスの〈社会運動としての教育〉に適合する方法に違いない。

ヒールルが目指したこの教育は知性と理性、個人の〈内省〉を欠くため、その理想とは異なってナチス「人種学」を基礎とする反知性、暴力的・狂信的で恣意的な「教育」(=教化[洗脳](indoctrination))が生まれる素地を備えていた。知性を媒介しない直截的・情念的な〈教育〉が、「失敗存在」の〈教育〉(デイトフルト)となったのは蓋し必然だったのである。

やがてナチス・ドイツのポーランド侵攻後、国家労働奉仕団の活動は空港、道路整備等の準軍事活動中心となる。そして東方、西方の占領地拡大に伴い、住民のゲルマン化に男女奉仕団員が従事することとなった。もはや国家労働奉仕団に〈教育〉は存立し得ず、国家労働奉仕団は実質的な「軍」となったのである。

(なお、パーテルの分析は戦後東西ドイツの「労働奉仕」議論にまで及んでいるが、これについては省略する³⁵。)

35 ドイツの「奉仕活動」の今日的な問題を兵役との関係で考察した下記論文には大変啓発された。
渡部 聡子「ドイツの奉仕活動制度—民間役務法14c 条追加をめぐる議論を中心に—」(東京大学教養学部『ヨーロッパ研究』8, 2009年3月)

文 献

1. Erziehung und Unterricht in der höheren Schule: amtliche Ausgabe des Reichs- und Preußischen Ministeriums für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung. Berlin: Weidmann, 1938.
2. Horn, Klaus-Peter / Link, Jörg-W.: „Einleitung / Vorwort“. In: Horn, Klaus-Peter / Link, Jörg-W. (Hrsg.): Erziehungsverhältnisse im Nationalsozialismus. Bad Heilbrunn: Klinkhardt, 2011.
3. König, Karlheinz: „Schullandheimbewegung und Schullandheimpädagogik im Griff des totalitären Staates (1933–1945)“. In: Verband Deutscher Schullandheime (Hrsg.): Schullandheimbewegung und Schullandheimpädagogik im Wandel der Zeiten. Hamburg: Verband Deutscher Schullandheime e. V., 2002.
4. Kraas, Andreas: „Den deutschen Menschen in seinen inneren Lebensbezirken ergreifen – Das Lager als Erziehungsform.“ In: Horn / Link (Hrsg.): A. a. O.
5. Lingelbach, Karl Christoph: Erziehung und Erziehungstheorien im nationalsozialistischen Deutschland (Sozialhistorische Untersuchungen zur Reformpädagogik und Erwachsenenbildung, Bd. 6). Frankfurt am Main: Dipa-Verlag, 1987.
6. Patel, Kiran Klaus: „Die «Volkserziehungsschule» – Der Arbeitsdienst für Männer und Frauen“, In: In: Horn / Link (Hrsg.): A. a. O. [Patel (2011)]
7. ———: „Education, Schooling, and Camps“. In: Schelly Baranowski et. al. ed.: A Companion to Nazi Germany. Hoboken, New Jersey, U. S. A.: Wiley Blackwell, 2018. [Patel (2018)]
8. 鎌田 慧『自動車絶望工場』新装増補版, 講談社文庫, 2011.
9. 桑原 ヒサ子「ナチ女性の社会活動における戦略としての母性——ナチ・イデオロギーと女性の地位向上のはざまで——」『敬和学園大学人文社会科学研究年報』No.9, 2011/5.
10. 小峰 総一郎「ラガー (Lager) ——ナチス「キャンプと隊列の教育」の展開——」『中京大学国際教養学部論叢』第10巻第1号, 2017/10.
11. ———『ナチスの教育——ライン地方のあるギムナジウム——』, 学文社, 2019.
12. ———「ナチスの学校田園寮 (1933-1945)」『中京大学教養教育研究院論叢』第1巻第1号, 2020/10.
13. ———「キラン・K・パーテルのナチス教育研究:「教育・学校・キャンプ」(2018)」『教養教育研究院論叢』第3巻第1号, 2022/10.
14. ヒトラー, アドルフ: 平野一郎/将積茂訳『わが闘争』(下), 角川文庫, 1973.
15. 南 利明「民族共同体と法(二)——NATIONALSOZIALISMUSあるいは「法」なき支配体制——」『静岡大学法経研究』第37巻第4号, 静岡大学法経学会, 1989.
16. 宮田 光雄『ナチ・ドイツの精神構造』, 岩波書店, 1991.
17. 吉田 裕『日本軍兵士: アジア・太平洋戦争の現実』, 中央公論新社, 2017.
18. ———『アジア・太平洋戦争』, 岩波書店, 2007.
19. ———『日本の軍隊: 兵士たちの近代史』, 岩波書店, 2002.
20. 渡部 聡子「ドイツの奉仕活動制度——民間役務法14c 条追加をめぐる議論を中心に——」東京大学教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究センター『ヨーロッパ研究』8, 2009/3.

URL

1. 「Dietrich Klagges」https://de.wikipedia.org/wiki/Dietrich_Klagges 最終閲覧: 2022/07/20.
2. 「Reichsarbeitsdienst」(ドイツ Wikipedia) <https://de.wikipedia.org/wiki/Reichsarbeitsdienst> 最終閲覧: 2022/07/12. (画像トリミング)
3. 「コンスタンティン・ヒールル」(日本ウィキペディア) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%92%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%AB> 最終閲覧: 2022/08/02. (画像トリミング)

〔国家労働奉仕団〕 (Reichsarbeitsdienst, 1935—1945) 略年表

年月日	事 項
1918. 11.	<p>ワイマール共和国</p> <p>●二つの労働奉仕イメージ</p> <p>①国防軍代用——ヴェルサイユ条約 (1919.6.28) で禁じられた国防軍代用の (男子) 一般労働奉仕義務 (特に右派勢力の主張)</p> <p>②青年協同体——自由意志での奉仕。ドイツ人とりわけ青年の間で新たな連帯感 (ein neues Gemeinschaftsgefühl) の育成を目指す</p>
1931. 6. 5	<p>●プリューニング内閣「自由労働奉仕団緊急令」(Notverordnung vom 5. Juni 1931)</p> <p>自由労働奉仕団 (Freiwilliger Arbeitsdienst: FAD) 発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務制否定, 失業青年のごく限定部分を対象 ・担い手: 団体, 政党, 小グループ↓ <p>18~25歳青年を各々のラガーに組織</p> <p>各団体——多様な労働奉仕イメージ持ち参加</p> <p>殆どの政党が関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共産党——原則的に厳しく拒否 ・ナチ党——奉仕労働の義務制を断固主張。そのため初期には不参加。1932夏から参加
1932. 6.	<p>フォン・パーベン (プリューニング後継) 政令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年の大量失業を前に, FAD への入会条件を緩和
1933. 1. 30	<p>ヒトラー, 政権獲得</p> <p>●コンスタンティン・ヒールル (Konstantin Hierl: 1875-1955)</p> <p>労働奉仕 = 「民族共同体の学校」とする</p> <p>五つの教育的目標</p> <p>①ドイツ青年の規律化 ②身体の強化・鍛錬, 女子労働奉仕 ③性自覚, 性役割</p> <p>④国家政治教育 ⑤人種的共同体</p> <p>教育機能の中心: ラガー (Lager = キャンプ (camp))</p> <p>●ラガー——教育コンセプトの中心役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数ヶ月に亘り労働奉仕包摂 ・今までの生活を一新 ・空間, 時間の規律化
1933. 6.	<p>ジュネーブ軍縮会議, 軍事訓練禁止</p>
1934~	<p>女子労働奉仕</p> <p>ゲルトルート・ショルツ＝クリンク (Gertrud Scholtz-Klink, 1902-1999)</p> <p>女性労働奉仕団再生, 指導。名称「ドイツ婦人労働奉仕団」(Deutscher Frauenarbeitsdienst: DFAD) として</p>
1935. 6. 26	<p>●国家労働奉仕団法 ((Reichsarbeitsdienstgesetz vom 26. Juni 1935)) 成立</p> <p>◎国家の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式に男子青年全員 (18~25歳) の義務 ・人種的基準を満たした者 (「アーリア人」 = 「純粹」ドイツ人) <p>これらの規定はその後一切変更なし</p> <p>◎ナチス労働奉仕プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドイツの土地に根差す労働」(Arbeit „am deutschen Boden“) ・「ドイツ人の手による労働」(Arbeit am deutschen Menschen) [ユダヤ人を排除] <p>男子: 道路建設, 開墾, 土地改良, 植林等</p> <p>女子: 農業, 幼稚園活動等</p>

	<p>後にはこれがアウトバーン建設、軍用道路・飛行場・鉄道建設、占領地住民の「ドイツ化」など軍事と結合した活動となる)</p> <p>◎ラガーによる教育形式——ナチ体制男子労働奉仕の典型：第三帝国のモデル教育形式</p> <p>①総統原理 (Führerprinzip) ほか——更なる教育原理。第三帝国の他の教育機関も導入</p> <p>②相互影響——後期青年 (Spätadoleszent) の多様な相互作用</p> <p>これらはアカデミックな教育理論とは大きく隔たる。しかし一つの錬成された教育形式としてナチス諸機関のモデルとなる</p>
1936～	<p>女子労働奉仕</p> <p>●1936.4.1～</p> <p>①ドイツ婦人労働奉仕団 (DFAD) 解体</p> <p>②国家女子労働奉仕団 (Reichsarbeitsdienst für die weibliche Jugend: RADwJ) がこれに代替</p> <p>機構：</p> <p>①国家女子労働奉仕団 (RADwJ) は国家機関「国家労働奉仕団」(Reichsarbeitsdienst: RAD) の中に完全結合</p> <p>②以後指導は再びヒールル</p> <p>●「教育」を第一義とする (Primat der Erziehung 原則)</p>
1937～	<p>戦争準備、4カ年計画期：教育後退、戦時労働</p> <p>ヒールル地位弱体化——国家労働奉仕団、国防軍に下屬</p>
1938	<p>女子労働奉仕</p> <p>ゲーリング (4カ年計画トップ)、RADwJ (国家女子労働奉仕団) に義務制導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18～25歳女子に対し ・その間の教育要請なし
1939. 9. 1 9. 3	<p>独軍、ポーランド攻撃開始</p> <p>英仏、独に宣戦布告、第二次世界大戦始まる</p>
1941. 7	<p>女子労働奉仕「戦争補助奉仕義務制」(Kriegshilfsdienstpflicht) に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RADwJ 6ヵ月終了後更に6ヵ月 ・同期間にも「教育プログラム」(ein erzieherisches Programm) 盛られるも成功は僅か ・1936採用の「教育優先 (Primat der Erziehung)」機関と定む <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1941 RADwJ はこれを全面放棄 ・ヒールルの反対にも拘わらず「労働軍団 (Arbeitsheer)」となる ・1943. 10～男子と同様 RADwJ も軍事に従事 <p>(例) [戦闘機] 飛行予報, 高射砲防衛</p>
1942. 8～	<p>新任務 [1942. 8: ドイツ軍スターリングラード肉迫]</p> <p>●西部, 東部ヨーロッパ人の「ドイツ人」[選別] 試験機関充当</p> <p>「ドイツ化」(Eindeutschung) 状況の評価</p> <p>「ドイツ人」認定・取り消しは国家労働奉仕の成績に依存</p> <p>1944まで西部, 東部ヨーロッパ人10万人がこれに該当</p> <p>●RAD は SS (親衛隊) と協力して</p> <ul style="list-style-type: none"> ①この人種政策, ②新「教育」課題, 推進
1945. 5. 2	<p>国家労働奉仕団, 占領軍により解体</p>
1955. 9. 23	<p>ヒールル死去</p>

(参照：テキスト原典、解題、ほか)

(2022. 12. 15)